

モーターボート競走法の一部を改正する法律に係る告示の改廃・制定について

平成19年3月
国土交通省海事局

1. 背景

近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、モーターボート競走法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）を第166回通常国会に提出しているところである。

このモーターボート競走法（以下「競走法」という。）の改正により、場外発売場の設置手続について許可制とする等の措置が講じられることになり、これに関連してモーターボート競走法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部改正を行うこととしている。

今般の競走法及び施行規則の一部改正に伴い、「モーターボート競走場の構造及び設備の規格（昭和42年運輸省告示第27号）」等の告示について所要の改正及び廃止を行うとともに、改正法案において勝舟投票の的中者に対する払戻金の払戻率の上限を国土交通大臣が定めることとしているため、この率を定める告示を新たに制定するものである。

2. 概要

(1) モーターボート競走場の構造及び設備の規格（昭和42年運輸省告示第27号）の全部改正

① 競走水面の基準

水深は常時1.5メートル以上であり、競走を妨げる波浪・潮流がなく、その他の障害がないこと。

② 競走執行委員長室及び番組編成室の基準

それぞれの業務を実施するのに適した位置にあり、入場者が立ち入ることのできないように遮断されていること。

③ 審判施設等の基準

審判業務を円滑に実施するのに適した位置にあり、入場者が立ち入ることのできないように遮断されているとともに、必要な設備（発走信号用時計、スリット写真機等）が設置されていること。

④ 競技運営施設の基準

競走水面の大部分を見渡すことができる位置にあり、入場者が立ち入ることのできないように遮断されているとともに、必要な設備（選手用の控え室、ボート及びモーター格納庫、モーターボート係留場等）が設置されていること。

⑤ 舟券の発売等の用に供する施設等の基準

入場者数に応じた適当な数の窓口とともに、発売設備、払戻設備及び現金等の保管設備を有し、入場者が立ち入ることのできないように遮断されていること。

⑥ 入場者の用に供する施設等の基準

観覧席は競走水面の大部分を見ることができるところにあり、入場者数に応じた適当な数の椅子席を有すること、緊急の場合に多数の者が同時に移動できる通路及び出入り口を有すること、入場者の見やすい場所に映像設備が設けられていること、必要に応じてお客様相談コーナー、駐車場等の設備が設けられていること等。

⑦ その他競走の開催に必要な施設等の基準

警察官控室及び警備員控室を警備活動に適した位置に設置すること、照明設備が競走場内の秩序維持等に必要なる明るさを有すること等。

(2) 場外発売場の位置、構造及び設備の基準（昭和60年運輸省告示第392号）の全部改正

- ① 位置基準
上位法令であるモーターボート競走法施行規則（昭和26年運省令第59号）に位置基準を定めることとしたため、削除することとする。
 - ② 場外発売場の基準
 - ア 舟券の発売等の用に供する施設等の基準
入場者数に応じた適当な数の窓口とともに、発売設備、払戻設備及び現金等の保管設備を有し、入場者が立ち入ることのできないように遮断されていること。
 - イ 入場者の用に供する施設等の基準
観覧席は入場者数に応じた適当な数の椅子席を有すること、入場者の見やすい場所に映像設備が設けてあること、必要に応じてお客様相談コーナー、駐車場等の設備が設けてあること等。
 - ウ その他管理運営に必要な施設等の基準
競走場との間の連絡に必要な専用の連絡設備を有すること、場内放送に必要な放送設備、警備員控室及び照明設備を有すること等。
 - ③ 前売専用場外発売場の基準
 - ア 舟券の発売等の用に供する施設等の基準
入場者数に応じた適当な数の窓口とともに、発売設備、払戻設備及び現金等の保管設備を有し、入場者が立ち入ることのできないように遮断されていること。
 - イ 入場者の用に供する施設等の基準
入場者の見やすい場所に確定出場選手、勝舟投票券の発売枚数等の表示設備が設けてあること、必要に応じて駐車場等の設備が設けてあること等。
 - ウ その他管理運営に必要な施設等の基準
競走場との間の連絡に必要な専用の連絡設備を有すること。
 - ④ 払戻金又は返還金の交付のみの用に供する場外発売場の基準
 - ア 払戻金又は返還金の交付のみの用に供する施設等の基準
払戻設備及び、現金等の保管設備を有し、入場者が立ち入ることのできないように遮断されていること。
 - イ その他管理運営に必要な施設等の基準
施行者との間の連絡に必要な専用の連絡設備を有すること。
- (3) モーターボート競走法第10条第1項及び第3項並びに同法第10条の2第1項の国土交通大臣が定める率を定める告示の新設
国土交通大臣が定める払戻率（上限）を百分の八十とする。
 - (4) モーターボート競走法施行規則第6条第1項ただし書及び第2項ただし書の要件を定める告示（平成12年運輸省告示第264号。以下「要件の告示」という。）並びに競走開催に関する収支決算書の様式を定める告示（平成16年国土交通省告示第774号。以下「様式の告示」という。）の廃止
 - ① 施行規則第6条第1項及び第2項が削除されたため、ただし書の要件が不要となることから、要件の告示を廃止する。
 - ② 施行規則第15条の一部改正により、毎回の競走終了報告において競走開催に関する収支決算書の添付が不要となることから、様式の告示を廃止する。

3. スケジュール（予定）

公布：平成19年3月下旬

施行：平成19年4月1日